

# 留萌市立潮静小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

- 1) 一定の人的関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて）
- 2) 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）
- 3) 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

※ インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をする

## 2 いじめの解消

### その1 いじめに係る行為が止んでいること

○心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している

※相当の期間とは少なくとも3か月を目安

○いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する

### その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる

○苦痛を感じていないことを被害児童本人及びその保護者に面談等で確認する

## 3 学校いじめ対策組織

### 1) 構成員について

○管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任で組織される

※場合によっては、少年団担当教諭、少年団関係者も構成員となる

### 2) 記録の保存について

- ・分書編集保存分類表の分類項目に従って、永年、20年、10年など保存期間が決まっている
- ・重大事態発生時のアンケート調査票の保存は「児童事故報告」として5年となっている
- ・いじめに関わり収集した情報は、学校いじめ対策組織でまとめて保存する必要がある

### 3) 役割

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの問題への対応に必要な情報の収集と記録、共有
- ・いじめに係る情報があった際の緊急会議開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し（P計画D行動C振り返りA改善サイクルの実行）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組

4) 取組の年間計画 \*未然防止取組の実施

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
P	D	C	A	P	D	D	C	A	P	D	C
いじめ防止基本方針の内容確認	教育相談 *教育相談の手法を取り入れた学級作り	学級交流会 アンケート	アンケートの結果を踏まえた検証会議	*2学期の学級作りの計画	*学芸会への取り組み	教育相談 *教育相談の手法を取り入れた学級作り	学級交流会 事例研修 アンケート	アンケートの結果を踏まえた検証会議	*3学期の学級作りの計画	教育相談 学級交流会	いじめ防止基本方針の内容見直し

4 いじめの未然防止について

児童に身に付けたい力

- 自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服する力
- 相手等への影響を考へて円滑にコミュニケーションを図ろうとする力

望ましい取組

- **居場所づくり**→全ての児童が安心して他者から認められていると感じられる
- **絆づくり**→児童が他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる

児童に必要な資質能力

- 心の通う人間関係を構築できる社会性
- 規範意識
- 自他の生命を尊重する心
- 将来の夢を持ち、その実現に挑戦しようとする

特に配慮が必要な児童

- 発達障がいを含む障がいのある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童生徒等外国につながる児童
- 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える児童
- 震災により被災した児童、原子力発電所事故等により避難している児童

教職員の責務

- 児童理解を深め、児童との信頼を築く
- 児童のささいな変化・兆候であっても、いじめの関連を考慮し関わりをもつ
- 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う

いじめの未然防止に向けた指導の留意点

- いじめの芽はどの児童にも生じ得ることから、全児童を対象とする
- いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるよう指導を工夫する
- いじめの傍観者とならず、勇気をもって教職員へ報告するなど、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝える

## 5 早期発見・事案対処

### (1) いじめを見逃さない体制づくり

#### 積極的な認知

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする

#### 組織的な対応

- 学校は、「学校いじめ対策組織」による対応に速やかに繋がるよう対応方針を全ての教職員に周知する
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」にいじめに係る情報を速やかに報告し、情報を共有する
- 学校は、家庭や関係機関等と適切に連携して対応する

#### 適切な対処

- 学校は、いじめを受けた児童といじめを通報した児童の安全確保を優先させる姿勢で対応する
- 学校は、保護者とともに、いじめたとされる児童に対し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう指導する

### (2) 組織的な対応の流れ(フロー図)

#### 発見

- ・教職員は、教育活動のあらゆる場面を通して、いじめの発見に努める  
※日常の観察、アンケート調査、教育相談、児童生徒や保護者からの連絡等

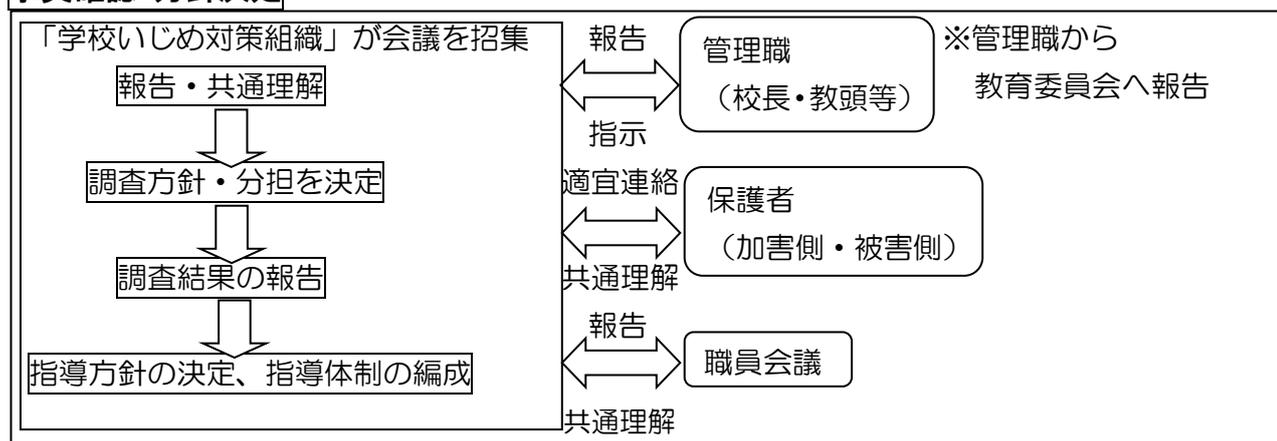
#### 情報収集

- ・発見した教職員は、「学校いじめ対策組織」に速やかに報告する
- ・現段階の情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を記録する

#### ※ 把握（記録）する情報例

- 【時間・場所】いつ、どこで発生したか【関係人物】誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか
- 【内容】どのような行為を受けたか【要因・背景】動機やきっかけは何か
- 【状況】現在も行為は継続しているか

#### 事実確認・方針決定



#### 対処

- ・「学校いじめ対策組織」を中心に対処プランを策定する
- ・対応班を中心にして、いじめの解消に向けた指導と支援を行う

#### 解消

- ・被害児童生徒本人とその保護者に対し実施した面談結果に基づき判断する。なお、必要に応じてスクールカウンセラーを含めるなどして、集団で判断する

## いじめの早期発見のためのチェックリスト

<記入日 年 月 日>

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子	名前
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていくことがある。・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・	〔 〕

授業や給食の様子	
<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 発言したり、ほめられたりすると冷やかしゃからかいがある。	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・	〔 〕

放課後の様子	
<input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。・・・・・・・・	〔 〕
<input type="checkbox"/> 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・	〔 〕

<記入日 年 月 日>

このチェックリストは学校がいじめの問題に適切に対応できる体制になっているか確認するために、個々の教職員や「学校いじめ対策組織」が使用します。

### いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

#### 1 教職員集団に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
- 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- 全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。
- 「学校いじめ対策組織」の会議が定期的開催されている。
- 「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

#### 2 いじめの早期発見のための要件

- 児童にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童生徒に対する個人面談が確実に実施されている。
- 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

#### 3 いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
- 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

#### 4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
- 学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。
- 「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。

### 1 教職員の姿勢等

- 自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。
- 法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。
- どんな理由があってもいじめは許されないことを理解している。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な児童生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
- 児童生徒の顔を見ながら出席確認をしている。
- いつでも、児童生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。
- 連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。
- 授業において、児童生徒の一人一人の様子をよく観察している。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく声を掛けている。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく役割などを与えている。
- 児童生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
- 休み時間や清掃時間等は、児童生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。

### 2 他の教職員や外部専門家との情報共有等

- いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「学校いじめ対策組織」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにしている。
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
- 児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。
- 様子が気になる児童生徒の情報を教職員間で共有している。
- 養護教諭と積極的に児童生徒の様子等について情報共有している。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと児童生徒の様子等について情報共有している。

### 3 個々の児童生徒やその保護者への対応

- 児童生徒の発達の段階を踏まえて、いじめは絶対に許されない行為であることを計画的に指導している。
- いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。
- 児童生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
- 学級通信や保護者との懇談などの機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
- いじめ等の相談を受け付ける窓口を児童生徒や保護者に対し周知している。
- 児童生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
- 児童生徒の身体の傷やあざの有無を含め体調に気を配っている。
- 給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。
- 教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。
- 心配な児童生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取っている。